# 政令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百十二号**

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

---

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百十三号**

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「、秋田市」及び「、久留米市」を削る。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第五十六条の十五の規定は、令和八年五月二十九日から適用する。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

---

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百十四号**

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法の一部を改正する法律（令和八年法律第十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年九月十日とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

---

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百十五号**

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「『沖　縄』那　覇」を「『沖　縄』那　覇下地島」に改める。

**附　則**

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

---

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗